

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（素案）についての意見募集結果

令和6年3月8日

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、4人、7団体から、延べ42件（案と直接関係がない意見6件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

1 「計画策定の趣旨」（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
確実に受動喫煙による心筋梗塞、脳梗塞、肺疾患などの発症率を下げるべき。	たばこ対策全般にも係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂や今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。
	C

2 「具体的施策（普及啓発）」（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
「受動喫煙」というものがどのような状態を指すのかわかりません。周りに聞くとみんな言っていることが異なるため、健康への被害を防止するよう、より一層受動喫煙防止について普及すべき。	受動喫煙による健康影響について、引き続きポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行ってまいります。
企業、店舗、レストラン、タクシーなどの屋内や、車内は絶対禁煙が必要だと啓蒙すべき。 (類似する意見が他に1件)	健康増進法で定める屋内施設の類型に基づき、制度の周知や喫煙をする際の配慮義務等について普及啓発するなど受動喫煙防止の取り組みを促進してまいります。
	D

3 「具体的施策（学習機会の確保）」（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
受動喫煙防止対策の理解を深める「出前講座」は、その対策に積極的ではない企業や団体を対象に行い意識を変えてもらうべき。	北海道受動喫煙防止条例では従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努めることとしてお

	り、多くの企業や団体が、受動喫煙防止対策の理解を深めることができるよう、主な施策の文言を修正します。	A
義務教育や市民講座を通じて学習機会を確保すべき。	道民、事業者及び関係団体が、受動喫煙防止対策に関する理解を深められるよう、引き続き、健康教育資材の提供や講座を実施してまいります。	B
正しい影響を伝えるべき。人によって異なる知識は人を人から遠ざけるだけでなく、差別や偏見にもつながると考える。特に子どもに対しては注意を払うべき。	20歳未満の者に対して、受動喫煙がその健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに関する理解を深められるよう、健康教育資材の作成や講座の実施など、引き続き、学習機会の確保に努めてまいります。	B

4 「実施状況の調査」（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
駐車禁止取り締まりのような指導を行うべき。	健康増進法で定める指導・助言等の手順に基づき、違反者に対して適切に対応してまいります。	D

5 「法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」（7件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
原則という言葉をとりはらい、まず、絶対屋内禁煙を実現すべき。	健康増進法で定める屋内施設の類型に基づき、受動喫煙防止の取り組みを促進してまいります。	D
受動喫煙の危険が高い位置への灰皿を設置や、路上での歩きタバコなど、喫煙者の自主的な受動喫煙防止への配慮は得られない。条例により法的規制を掛けて全ての道民が健康	健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場合において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、	

に過ごせるようにすべき。	道立保健所が実施する地域説明会等のほか、ポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行ってまいります。	D
受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であるため、北海道及び道内各自治体において、地方たばこ税を活用した公共又は民間の屋内外の分煙施設の整備をすべき。	受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていきます。	B
適切な分煙環境整備促進に向けて国の助成制度に、道が助成を上乗せする形で拡充し事業者施設の整備の促進を図るべき。 (類似する意見が他に1件)	受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていきます。	C
飲食店やホテルの客室など、行政が介入して強制するのではなく、各事業主が経営判断して、吸う・吸わないの環境を選択できる状態であり、経営の自由度は担保されるべき。 (類似する意見が他に1件)	飲食店等で喫煙を認める場合には、健康増進法に定められた「喫煙専用室」などの設置を求めるものであり、その設置は、施設管理権限者の判断により選択可能であることなど事業者への情報提供に努めます。	B

6 「その他の取組」（１０件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
サードHANDスモークは、健康影響がまだ明らかになっていないため、道民へ誤った啓発とならないよう事実に基づく適切な周知をすべき。 (類似する意見が他に３件)	サードHANDスモークは、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されていますが、厚生労働省においては、健康影響についてまだ明らかでないとされています。道では、このような状況を踏まえ、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知してまいります。 C
屋外の喫煙でも受動喫煙が生じることの啓蒙や三次喫煙の周知をすべき。	歩きたばこ等の防止や三次喫煙（サードHANDスモーク）への対応等について、引き続き、受動防止対策と合わせて普及啓発に取り組んでまいります。 B
公共の場所において「吸い殻入れ」を携帯しているからと言って、どこでも吸っていいわけではありません。望まぬ受動喫煙を防止するために、周囲に配慮する必要があり、道が主体となって自治体とともに「地方たばこ税」などを活用し適正な分煙施設を整備し歩きたばこを抑制すべき。	健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、道立保健所が実施する地域説明会等のほか、ポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行ってまいります。 また、「地方たばこ税」などの活用については、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行ってまいります。 B

改正健康増進法により屋内の喫煙環境が減少する中、路上喫煙や歩きたばこの増加が懸念されるため、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の周知のみでは不十分と考える。 規制により喫煙場所や喫煙行為を制限するだけでなく、北海道及び道内各自治体において、地方たばこ税を活用した公共又は民間の屋内外の分煙施設の整備を推進すべき。	健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場合において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、道立保健所が実施する地域説明会等のほか、ポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行っていきます。 また、「地方たばこ税」などの活用については、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていきます。 C
「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を広く周知することに加え、公共的な喫煙所の設置を推進のうえ、喫煙者に定められた場所での喫煙を啓発すべき。 (類似する意見が他に1件)	「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」や健康増進法及び受動喫煙防止条例の喫煙をする際の配慮義務等について周知を図るとともに、受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行ってまいります。 B
「歩きたばこの防止」が条例で規定していないのであれば、条例で規定すべき。規定できないなら、今回策定する「受動喫煙防止対策推進プラン」の中に「歩きたばこはしてはいけない。」と記載すべき。	北海道受動喫煙防止条例は、健康影響を及ぼす望まない受動喫煙を生じさせないことを基本理念としており、歩きたばこ等の防止については「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」で規定されていますことから、引き続き喫煙をする際の配慮義務等について普及啓発を行ってまいります。 C

7 「数値目標」（2件）

意見の概要	意見に対する道の考え方※
「適切な分煙環境の整備」について、分煙環境が極めて少ない事が問題であり、隠れ喫煙を助長している大きな要因であることから、公共の分煙環境整備に数値目標を設定すべき。	受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、市町村に対し、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていきます。 公共の分煙環境整備については、都道府県や市町村が地域の実情に即し、設置するものであり、数値目標を設定することは馴染まないと考えます。 D
喫煙者を10%以下に減らす目標値とすべき。また、屋内禁煙100%をめざすべき。	喫煙率の指標については、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を踏まえて、健康増進計画において、目標値を12%とし取り組んでまいります。 また、この推進プランは、北海道受動喫煙防止条例の基本計画として策定するものであり、20歳未満の子どもが利用する幼稚園、保育所、小中高校等の敷地内における受動喫煙防止措置について規定し、推進プランでは目標値を100%に設定しています。 D

8 「計画の進行管理と評価」（2件）

意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方※
四半期単位でデータを公開すべき。	受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査結果について、道のホームページへ随時、掲載しております。また、「道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）」において、毎年度、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行っており、その開催状況等についても同様に掲載しております。 C
すこやか北海道 21（たばこ対策推進計画）への統合の検討に当たっては、科学的根拠に基づき、様々な立場の者による公正な議論がなされるべき。	国が公表する情報等に基づき、「道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）」において、受動喫煙防止対策の進捗状況を把握のうえ、見直しを行い、統合することを検討してまいります。 B

9 「その他」（7件）

意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方※
健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共的施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げるべき。	北海道受動喫煙防止条例では「20 歳未満の者に受動喫煙を生じさせないように、保育所、幼稚園、小・中・高校等の第一種施設の屋外に特定屋外喫煙場所を定めないようにしなければならない。」としている他、「公園その他の多数の者が利用する屋外の施設であって 20 歳未満の者を主にその利用の対象とする場合、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、特定屋外喫煙場所を定めると同等の措置を講ずるよう努めなければならない。」としております。 C

子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りを推進すべき。	北海道受動喫煙防止条例では 20 歳未満の者に受動喫煙を生じさせないように、保育所、幼稚園、小・中・高校等の第一種施設の屋外に特定屋外喫煙場所を定めないようにしなければなりませんとしております。	B
家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になり、早死にした人は数知れない。 吸える場所を限りなくゼロに近づけていくことが、受動喫煙の危害防止だけでなく、喫煙者の禁煙を促すことになるので、対策強化をすべき。	たばこ対策全般にも係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂や今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。	C
喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の 2/3 助成」を道と自治体でもよりいっそう進めるべき。	たばこ対策全般にも係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂や今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。	C
タバコ病による早死にを無くするための取り組みをよりいっそう進めるべき。 (類似する意見が他に 2 件)	たばこ対策全般にも係るご意見であることから、「北海道健康増進計画」及び「たばこ対策推進計画」の改訂や今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。	C

※「意見に対する道の考え方」の A～E の区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 保健福祉部健康安全局
 地域保健課健康づくり係
 TEL 011-204-5767 (直通)